

警察機能ノ強化措置ニ関スル件(案)昭三三五

警察機能ノ強化ハ國家喫緊ノ要務ナルニ鑑ミ
左ノ要領ニ依リ内閣ノ責任ニ於テ之ガ強化措
置ヲ講ズルモノトス

記

- (一) 民主主義國家ニ於ケル警察運営ノ根本方針
ヲ明確卒直ニ宣明シ警察官ノ氣迷状態ヲ一
掃スルコト
- (二) 警察機能強化ノ諸方策ヲ検討シ速ニ其ノ具
体化ヲ圖ルコト
- (三) 支那人、台湾人及朝鮮人ノ集团的な不法行為

- (四) 等ニ対スル取締方針ヲ明示シ之ガ徹底的実
行ヲ期スルコト
- 内閣ニ書記官長ヲ幹事長トスル警察強化幹
事会(假稱)ヲ設ケ内閣、終戦連絡中央事務
局、内務省、大藏省、司法省、警視廳、檢
事局ノ各關係官ヲ幹事トシ所要事項ニ対協
議シ成案ハ必要ノ都度之ヲ閣議ニ附シ内閣
ノ責任ニ於テ徹底的ナル強化措置ヲ講ズル
コト